

○ 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
農村地域防災減災事業実施要領	農村地域防災減災事業実施要領
平成25年2月26日付け 24農振第2118号	平成25年2月26日付け 24農振第2118号
<u>最終改正 令和3年4月1日付け 2農振第3715号</u>	<u>最終改正 令和2年4月1日付け 元農振第2934号</u>
第1 (略)	第1 (略)
第2 定義	第2 定義
1 本事業において、「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村をいう。	1 本事業において、「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村をいう。
ア <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）以下単に「過疎地域」という。）</u>	ア <u>過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域</u>
イ～ク (略)	イ～ク (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
第3 事業内容等	第3 事業内容等
1 (略)	1 (略)
2 整備事業	2 整備事業

改正後	現行
<p>用排水施設等整備（要綱別表1のⅡの（1））及び災害管理施設等整備（要綱別表1のⅡの（2））の事業種類及び事業内容は、要領別表1のとおりとする。</p> <p>（1）～（13）（略）</p> <p><u>（14） 防災重点農業用ため池緊急整備事業（要領別表1の1の（11）の防災重点農業用ため池緊急整備事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙17によるものとする。</u></p> <p>3（略）</p> <p>4 土地改良法第87条の4等に基づく事業</p> <p>土地改良法第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、要領別紙3の第2の1の（1）<u>及び要領別紙17の第2の1の（1）</u>の耐震性の向上のためため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修及び要領別紙6の第2の2に掲げるものとする。</p> <p>第4 事業実施主体</p> <p>要綱第5の農村振興局長が別に定める事業実施主体は、要領別紙1から要領<u>別紙17</u>までに定めるとおりとする。</p> <p>第5（略）</p> <p>第6 事業の実施要件</p> <p>1 要綱第7の1の農村振興局長が別に定める要件は、要領別紙1から要領<u>別紙17</u>までに定めるとおりとする。</p> <p>2 災害防除対策推進地域等において行う事業であって、要領別表1に掲げる事業を併せて行うもの（中山間地域にあっては、要領別表1に掲げるいずれかの事業を行うもの）については、要領別紙2から要領別紙13-2まで<u>及び要領別紙17</u>に掲げる面積要件にかかわらず、次に掲げる要件を満たすことをもって足りることとする（要領別表1の1の（4）、（9）及び（10）の事業にあっては、この限りでない。）。</p> <p>（1）・（2）（略）</p>	<p>用排水施設等整備（要綱別表1のⅡの（1））及び災害管理施設等整備（要綱別表1のⅡの（2））の事業種類及び事業内容は、要領別表1のとおりとする。</p> <p>（1）～（13）（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>3（略）</p> <p>4 土地改良法第87条の4等に基づく事業</p> <p>土地改良法第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、要領別紙3の第2の1の（1）の耐震性の向上のためため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修及び要領別紙6の第2の2に掲げるものとする。</p> <p>第4 事業実施主体</p> <p>要綱第5の農村振興局長が別に定める事業実施主体は、要領別紙1から要領<u>別紙16</u>までに定めるとおりとする。</p> <p>第5（略）</p> <p>第6 事業の実施要件</p> <p>1 要綱第7の1の農村振興局長が別に定める要件は、要領別紙1から要領<u>別紙16</u>までに定めるとおりとする。</p> <p>2 災害防除対策推進地域等において行う事業であって、要領別表1に掲げる事業を併せて行うもの（中山間地域にあっては、要領別表1に掲げるいずれかの事業を行うもの）については、要領別紙2から要領別紙13-2までに掲げる面積要件にかかわらず、次に掲げる要件を満たすことをもって足りることとする（要領別表1の1の（4）、（9）及び（10）の事業にあっては、この限りでない。）。</p> <p>（1）・（2）（略）</p>

改 正 後	現 行
<p>第7 事業の申請</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 要綱第8の1の農村振興局長が別に定める場合は、次に掲げるものとする。<u>ただし、令和3年度の採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、令和3年10月末日までとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第8 審査の基準</p> <p>要綱第8の2の事業採択申請書等の審査基準は、次に掲げる条件に照らして行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要領別紙2から要領別紙13-2までの<u>事業</u>、要領別紙14の第2の3 <u>並びに要領別紙17の第2の1及び2</u>の事業にあつては、実施計画策定等を除き事業の効果が費用を償うものであること</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第9・第10 (略)</p> <p>第11 助成</p> <p>1 要綱別記の第2の6の農村振興局長が別に定める事業は、要領別紙3の第2の<u>2</u>の事業、要領別紙12の事業 <u>及び要領別紙17の第2の2の事業</u>とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第12・第13 (略)</p>	<p>第7 事業の申請</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 要綱第8の1の農村振興局長が別に定める場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第8 審査の基準</p> <p>要綱第8の2の事業採択申請書等の審査基準は、次に掲げる条件に照らして行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要領別紙2から要領別紙13-2まで <u>及び</u>要領別紙14の第2の3の事業にあつては、実施計画策定等を除き事業の効果が費用を償うものであること</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第9・第10 (略)</p> <p>第11 助成</p> <p>1 要綱別記の第2の6の農村振興局長が別に定める事業は、要領別紙3の第2の<u>3</u>の事業 <u>及び</u>要領別紙12の事業とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第12・第13 (略)</p>

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領の規定に基づき、令和3年度当初予算の成立日前に採択された農業水利施設危機管理対策事業のうち、農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備及び土地改良施設の災害に係る危機管理向上のために必要な施設の整備の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 要領別紙17及び17-2の事業に対する予算措置は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の有効期間内とする。

改正後			現行		
(要領別表1)			(要領別表1)		
事業区分	事業種類	事業内容	事業区分	事業種類	事業内容
1. 用排水施設等整備	(1) 防災ダム整備事業	洪水調節用のダムの整備	1. 用排水施設等整備	(1) 防災ダム整備事業	洪水調節用のダムの整備
	(2) ため池整備事業	災害発生のおそれのあるため池の整備等		(2) ため池整備事業	災害発生のおそれのあるため池の整備等
	(3) 用排水施設等整備事業	災害発生のおそれのある用排水施設等の整備		(3) 用排水施設等整備事業	災害発生のおそれのある用排水施設等の整備
	(4) 農地保全整備事業	農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備		(4) 農地保全整備事業	農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備
	(5) 地域防災機能増進事業	地域の防災機能を増進させるために行う土地改良施設の整備		(5) 地域防災機能増進事業	地域の防災機能を増進させるために行う土地改良施設の整備
	(6) 農業用河川工作物等応急対策事業	災害発生のおそれのある農業用河川工作物等の整備		(6) 農業用河川工作物等応急対策事業	災害発生のおそれのある農業用河川工作物等の整備
	(7) 特定農業用管水路等特別対策事業	石綿等が使用されている農業用管水路等の変更等		(7) 特定農業用管水路等特別対策事業	石綿等が使用されている農業用管水路等の変更等
	(8) 水質保全対策事業	水質保全等を目的とした農業用排水施設等の整備等		(8) 水質保全対策事業	水質保全等を目的とした農業用排水施設等の整備等
	(9) 公害防除特別土地改良事業	農用地の土壌の汚染を防止するために行うかんがい排水施設の整備又は農用地の土壌の汚染を除去するために行う排土・客土等		(9) 公害防除特別土地改良事業	農用地の土壌の汚染を防止するために行うかんがい排水施設の整備又は農用地の土壌の汚染を除去するために行う排土・客土等
	(10) 地すべり対策事業	地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等		(10) 地すべり対策事業	地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等

改正後			現 行		
	<u>(11) 防災重点農業用ため池緊急整備事業</u>	<u>防災重点農業用ため池の整備等</u>		<u>(新設)</u>	
2. 災 害 管 理 施 設 等 整 備	(1) 農業用施設等災害 管理対策事業 (2) 農村防災施設整備 事業 (3) 農業水利施設危機 管理対策事業	防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の 整備 災害発生の危険が高い地域における農村防災施設 等の整備 <u>(削る)</u> 農業水利施設における安全対策を実施	2. 災 害 管 理 施 設 等 整 備	(1) 農業用施設等災害 管理対策事業 (2) 農村防災施設整備 事業 (3) 農業水利施設危機 管理対策事業	防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の 整備 災害発生の危険が高い地域における農村防災施設 等の整備 <u>(ア) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定に基づく対策として、非常時においても施設機能を維持するために必要な対策を実施</u> <u>(イ) 農業水利施設における安全対策を実施</u>

改正後

現行

別記様式第1号（第7関係）

別記様式第1号（第7関係）

農村地域防災減災事業
農村地域防災減災総合計画書

農村地域防災減災事業
農村地域防災減災総合計画書

策定主体	
計画期間	
策定年月	
変更年月	※1

※1 変更があった場合に記載すること

策定主体	
計画期間	
策定年月	
変更年月	※1

※1 変更があった場合に記載すること

改正後				現行			
想定される災害				想定される災害			
4. 農村地域における災害対策上の課題				4. 農村地域における災害対策上の課題			
5. 防災・減災対策の取組状況				5. 防災・減災対策の取組状況			
6. 今後の防災・減災対策の推進方針				6. 今後の防災・減災対策の推進方針			
(1) 全体方針	農地防災			(1) 全体方針	農地防災		
	減災対策				減災対策		
	地域防災				地域防災		
(2) 各種計画との関連	土地改良長期計画、地域防災計画等との関連性			(2) 各種計画との関連	土地改良長期計画、地域防災計画等との関連性		
(3) 農村地域における防災減災対策の施策				(3) 農村地域における防災減災対策の施策			
(4) 施設整備計画	整備事業名称	計画方針	整備数(箇所・延長)	(4) 施設整備計画	整備事業名称	計画方針	整備数(箇所・延長)

改正後				現行			
(5) 安全対策				(5) 安全対策			
(6) 農村防災体制計画	防災体制			(6) 農村防災体制計画	防災体制		
	情報連絡体制 図				情報連絡体制 図		
(7) 地域防災力強化活動計画	強化活動計画の内容	関連事業名	地区又は組織名	(7) 地域防災力強化活動計画	強化活動計画の内容	関連事業名	地区又は組織名
<p>1～5 (略)</p> <p>6. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「施設整備計画」は、整備事業（調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災環境整備事業、ため池群管理体制整備事業、農業水利施設危機管理対策事業、<u>防災重点農業用ため池緊急整備事業</u>）ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付すること。</p> <p><input type="checkbox"/>調査計画事業～<input type="checkbox"/>農地保全整備事業 (略)</p> <p><input type="checkbox"/>地域防災機能増進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体方針（地域防災機能を増進するための全体的な整備方針） ・整備する土地改良施設数、整備目標数 <p><u>(削る)</u></p>				<p>1～5 (略)</p> <p>6. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「施設整備計画」は、整備事業（調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災環境整備事業、ため池群管理体制整備事業、農業水利施設危機管理対策事業）ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付すること。</p> <p><input type="checkbox"/>調査計画事業～<input type="checkbox"/>農地保全整備事業 (略)</p> <p><input type="checkbox"/>地域防災機能増進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体方針（地域防災機能を増進するための全体的な整備方針） ・整備する土地改良施設数、整備目標数 <p><u><input type="checkbox"/>地域防災機能増進事業</u></p>			

改 正 後	現 行
<p>□農業用河川工作物等応急対策事業～□ため池群管理体制整備事業 (略)</p> <p>□農業水利施設危機管理対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備方針 (安全対策を実施するための整備方針) ・整備する土地改良施設数 <p><u>□防災重点農業用ため池緊急整備事業</u></p> <p><u>・整備方針 (防災重点農業用ため池整備の全体的な整備方針)</u></p> <p>(5) ～ (7) (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>全体方針 (地域防災機能を増進するための全体的な整備方針)</u> ・<u>整備する土地改良施設数、整備目標数</u> <p>□農業用河川工作物等応急対策事業～□ため池群管理体制整備事業 (略)</p> <p>□農業水利施設危機管理対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備方針 (<u>緊急対策及び</u>安全対策を実施するための整備方針) ・整備する土地改良施設数 <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) ～ (7) (略)</p>

改正後

現行

別記様式第2号（第7関係）

別記様式第2号（第7関係）

農村地域防災減災事業
農村地域防災減災推進計画書

農村地域防災減災事業
農村地域防災減災推進計画書

策定主体	
計画期間	
策定年月	
変更年月	※1

※1 変更があった場合に記載すること

策定主体	
計画期間	
策定年月	
変更年月	※1

※1 変更があった場合に記載すること

改 正 後				現 行			
1. 市町村の概要				1. 市町村の概要			
2. 市町村における災害対策上の課題				2. 市町村における災害対策上の課題			
3. 防災・減災対策の取組状況				3. 防災・減災対策の取組状況			
4. 今後の防災・減災対策の推進方針				4. 今後の防災・減災対策の推進方針			
(1) 全体方針	農地防災			(1) 全体方針	農地防災		
	地域防災				地域防災		
	減災対策				減災対策		
(2) 各種計画との関連	地域防災計画等との関連性			(2) 各種計画との関連	地域防災計画等との関連性		
(3) 農村地域における防災減災対策の施策				(3) 農村地域における防災減災対策の施策			
(4) 施設整備計画	整備計画名称	計画方針	整備数(箇所・延長)	(4) 施設整備計画	整備計画名称	計画方針	整備数(箇所・延長)
(5) 安全対策				(5) 安全対策			

改正後				現 行			
(6) 農村防災体制計画	防災体制			(6) 農村防災体制計画	防災体制		
	情報連絡体制 図				情報連絡体制 図		
(7) 地域防災力強化活動計画	強化活動計画の内容	関連事業名	地区又は組 織名	(7) 地域防災力強化活動計画	強化活動計画の内容	関連事業名	地区又は組 織名
<p>1～3 (略)</p> <p>4. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。但し、別記様式第1号に記載されているものについては、この限りではない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「施設整備計画」は、整備事業（調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災環境整備事業、ため池群管理体制整備事業、農業水利施設危機管理対策事業、<u>防災重点農業用ため池緊急整備事業</u>）ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付すること。</p> <p><input type="checkbox"/>調査計画事業～<input type="checkbox"/>ため池群管理体制整備事業</p> <p><input type="checkbox"/>農業水利施設危機管理対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備方針（安全対策を実施するための整備方針） ・整備する土地改良施設数 <p><input type="checkbox"/><u>防災重点農業用ため池緊急整備事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備方針（<u>防災重点農業用ため池整備の全体的な整備方針</u>） <p>(5)～(7) (略)</p>				<p>1～3 (略)</p> <p>4. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。但し、別記様式第1号に記載されているものについては、この限りではない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「施設整備計画」は、整備事業（調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災環境整備事業、ため池群管理体制整備事業、農業水利施設危機管理対策事業）ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付すること。</p> <p><input type="checkbox"/>調査計画事業～<input type="checkbox"/>ため池群管理体制整備事業</p> <p><input type="checkbox"/>農業水利施設危機管理対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備方針（<u>緊急対策及び</u>安全対策を実施するための整備方針） ・整備する土地改良施設数 <p><u>(新設)</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>			

改正後

現行

別記様式第3号（第7関係）

別記様式第3号（第7関係）

事業採択申請書

事業採択申請書

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

都道府県知事

農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号通知）第8の1の規定により、年度新規地区として、下記のとおり事業を実施したいので、採択されたく申請する。

農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号通知）第8の1の規定により、平成年度新規地区として、下記のとおり事業を実施したいので、採択されたく申請する。

記

記

地区名	事業区分	所在地	事業実施主体	受益面積	総事業費
				ha (ha)	千円

地区名	事業区分	所在地	事業実施主体	受益面積	総事業費
				ha (ha)	千円

- 注1 「事業区分」には、「調査計画事業」、「整備事業」又は「体制整備事業」を記載する。また「整備事業」にあつては、要領別表1の事業種類も併せて記載する。
- 注2 「受益面積」には、かんがい受益面積を記載し、防災受益面積を括弧書きで記載する。
- 注3 地すべり対策事業（地すべり防止施設長寿命化対策工事）の場合は、「受益面積」には、地域面積を記載し、地域外被害想定面積を外数で括弧書きにより記載する。
- 注4 地すべり対策事業（地すべり防止施設長寿命化対策工事）の場合は、要領別紙2別記様式第3号（第6関係）施設長寿命化計画の概要を添付すること。

- 注1 「事業区分」には、「調査計画事業」、「整備事業」又は「体制整備事業」を記載する。また「整備事業」にあつては、要領別表1の事業種類も併せて記載する。
- 注2 「受益面積」には、かんがい受益面積を記載し、防災受益面積を括弧書きで記載する。
- 注3 地すべり対策事業（地すべり防止施設長寿命化対策工事）の場合は、「受益面積」には、地域面積を記載し、地域外被害想定面積を外数で括弧書きにより記載する。
- 注4 地すべり対策事業（地すべり防止施設長寿命化対策工事）の場合は、要領別紙1別記様式第7号（第6関係）施設長寿命化計画の概要を添付すること。

改正後	現行
別記様式第3-2号～別記様式第8-2号 (略)	別記様式第3-2号～別記様式第8-2号 (略)
要領別紙1・要領別紙2 (略)	要領別紙1・要領別紙2 (略)
<p>要領別紙3 (ため池整備事業に係る運用)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 事業実施主体</p> <p>1 第2の1の(1)のうち豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備及び第2の2の事業にあっては、<u>都道府県又は市町村</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4 実施要件</p> <p>1 大規模事業</p> <p>(1) 第2の1の(1)の事業にあっては、<u>農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるもの(以下「防災重点農業用ため池」という。)</u> 又は<u>施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次のいずれかに該当するもの。</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 第2の2の事業にあっては、次に該当するもの</p> <p>ア <u>防災重点農業用ため池</u>を含むもの</p> <p>イ～ク (略)</p> <p>2 小規模事業</p> <p>(1) 第2の1の(1)の事業にあっては、<u>防災重点農業用ため池</u>又は<u>施設</u>が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次に該当するもの。ただし、防災・減災、国土強靱化のための<u>5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)</u>におけるため池に関する<u>加速化対策(以下「ため池加速化対策」という。)</u>として実施する場合にはこの限りではない。</p>	<p>要領別紙3 (ため池整備事業に係る運用)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 事業実施主体</p> <p>1 第2の1の(1)のうち豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備及び第2の2の事業にあっては、<u>都道府県</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4 実施要件</p> <p>1 大規模事業</p> <p>(1) 第2の1の(1)の事業にあっては、<u>施設が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池(以下「防災重点ため池」という。)</u> 又は、<u>施設</u>が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 第2の2の事業にあっては、次に該当するもの</p> <p>ア <u>防災重点ため池</u>を含むもの</p> <p>イ～ク (略)</p> <p>2 小規模事業</p> <p>(1) 第2の1の(1)の事業にあっては、<u>防災重点ため池</u>又は、<u>施設</u>が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次に該当するもの。ただし、防災・減災、国土強靱化のための<u>3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定)</u>におけるため池に関する<u>緊急対策(以下「ため池緊急対策」という。)</u>として実施する場合にはこの限りではない。</p>

改正後	現行
<p>ア・イ (略)</p> <p>(2) <u>ため池加速化対策</u>として、第2の1の(1)の事業を実施する場合にあっては、次に該当するもの</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第2の1の(2) (ため池の廃止に係るものを除く。)の事業にあっては次に該当するもの。ただし、<u>ため池加速化対策</u>として実施する場合にはこの限りではない。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(4) <u>ため池加速化対策</u>として、第2の1の(2) (ため池の廃止に係るものを除く。)の事業を実施する場合にあっては、総事業費がおおむね800万円以上のもの</p> <p>(5) 第2の2の事業にあっては、次に該当するもの</p> <p>ア <u>防災重点農業用ため池</u>を含むもの</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第2の1の(3)の事業にあっては、施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの。ただし、<u>ため池加速化対策</u>として実施する場合にはこの限りではない。</p> <p>7 <u>ため池加速化対策</u>として、第2の1の(3)の事業を実施する場合にあっては、施設長寿命化計画等が策定されているもの</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>(2) <u>ため池緊急対策</u>として、第2の1の(1)の事業を実施する場合にあっては、次に該当するもの</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第2の1の(2) (ため池の廃止に係るものを除く。)の事業にあっては次に該当するもの。ただし、<u>ため池緊急対策</u>として実施する場合にはこの限りではない。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(4) <u>ため池緊急対策</u>として、第2の1の(2) (ため池の廃止に係るものを除く。)の事業を実施する場合にあっては、総事業費がおおむね800万円以上のもの</p> <p>(5) 第2の2の事業にあっては、次に該当するもの</p> <p>ア <u>防災重点ため池</u>を含むもの</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第2の1の(3)の事業にあっては、施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの。ただし、<u>ため池緊急対策</u>として実施する場合にはこの限りではない。</p> <p>7 <u>ため池緊急対策</u>として、第2の1の(3)の事業を実施する場合にあっては、施設長寿命化計画等が策定されているもの</p>
<p>第5 事業の実施</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>防災重点農業用ため池において本事業を実施するに当たっては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年法律第56号)第5条に基づく防災工事等推進計画に位置付けられたものを対象とする。</u></p>	<p>第5 事業の実施</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>本事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙3別記様式第2号により都道府県ため池対策実施計画を提出するものとする。</u></p>
<p>第6 継続地区の特例</p> <p>「農村地域防災減災事業実施要領の一部改正について」(平成27年4月9日付け26農振第2242号農林水産省農村振興局長通知)による改正前の農村地域防災減災事業に規定するため池保全体制整備事業を平成26年度までに実施している地区については、なお従前の例による。</p>	<p>第6 継続地区の特例</p> <p>「農村地域防災減災事業実施要領の一部改正について」(平成27年4月9日付け26農振第2242号農林水産省農村振興局長通知)による改正前の農村地域防災減災事業に規定するため池保全体制整備事業を平成26年度までに実施している地区については、なお従前の例による</p>

改正後	現行
<p>要領別紙3-2（ため池整備事業に係る取扱い）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）</p> <p>1（略）</p> <p>2 要領別紙3の第2の1の（1）の事業のうち、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備</p> <p>（1）農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。ただし、<u>防災重点農業用ため池</u>にあつては、この限りではない。</p> <p>（2）<u>防災重点農業用ため池</u>で工事を実施する場合にあつては、工事を実施するため池が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する市町村地域防災計画に位置付けられることとする。</p> <p>第3 ため池総合整備（一般整備型）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 ため池のしゅんせつ工事は、ため池の安全性を損なわないものとし、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土、基盤土等として利用するよう努めるものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p><u>（2）放流口付近の堆砂により、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの</u></p> <p><u>（3）</u>・<u>（4）</u>（略）</p> <p>4（略）</p> <p>第4・第5（略）</p> <p>第6 その他</p> <p>1（略）</p> <p>2 要領別紙3の第4の1の（2）及び2の（3）に定める「農村振興局長が別に定める条件」とは、以下の条件に該当するものとする。</p>	<p>要領別紙3-2（ため池整備事業に係る取扱い）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）</p> <p>1（略）</p> <p>2 要領別紙3の第2の1の（1）の事業のうち、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備</p> <p>（1）農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。ただし、<u>防災重点ため池</u>にあつては、この限りではない。</p> <p>（2）<u>防災重点ため池</u>で工事を実施する場合にあつては、工事を実施するため池が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する市町村地域防災計画に位置付けられることとする。</p> <p>第3 ため池総合整備（一般整備型）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 ため池のしゅんせつ工事は、ため池の安全性を損なわないものとし、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土、基盤土等として利用するよう努めるものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（2）</u>・<u>（3）</u>（略）</p> <p>4（略）</p> <p>第4・第5（略）</p> <p>第6 その他</p> <p>1（略）</p> <p>2 要領別紙3の第4の1の（2）及び<u>（3）</u>、2の（3）に定める「農村振興局長が別に定める条件」とは、以下の条件に該当するものとする。</p>

改正後	現 行
<p>農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）別表2の条件に該当する地域であって、当該地域で行われる事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの。ただし、要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）別表2のア及びイに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県知事は、農業用水に関する項目及び基準値（以下「都道府県農業用水基準」という。）について、当該都道府県を単位として定め、要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）別表2に代えることができるものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）別表2の条件に該当する地域であって、当該地域で行われる事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの。ただし、要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）別表2のア及びイに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県知事は、農業用水に関する項目及び基準値（以下「都道府県農業用水基準」という。）について、当該都道府県を単位として定め、要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）別表2に代えることができるものとする。</p> <p>3 （略）</p>
<p>要領別紙4～要領別紙13-2 （略）</p>	<p>要領別紙4～要領別紙13-2 （略）</p>
<p>要領別紙14（ため池緊急防災環境整備事業に係る運用）</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 実施要件</p> <p>1 第2の1及び2の事業にあつては、<u>防災重点農業用ため池</u>であつて、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの</p> <p>2 第2の3の事業にあつては次に該当するもの</p> <p>(1) <u>防災重点農業用ため池</u>であつて、想定被害額（農外）が500万円以上のもの</p> <p>(2) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第5 事業採択期間</p> <p>事業採択期間は第2の1、2及び4の事業にあつては令和12年度までとする。ただし、第2の4の事業にあつては、第2の3の事業を実施するために行う場合は除く。</p>	<p>要領別紙14（ため池緊急防災環境整備事業に係る運用）</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 実施要件</p> <p>1 第2の1及び2の事業にあつては、<u>施設が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点ため池」という。）</u>であつて、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの</p> <p>2 第2の3の事業にあつては次に該当するもの</p> <p>(1) <u>防災重点ため池</u>であつて、想定被害額（農外）が500万円以上のもの</p> <p>(2) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第5 事業採択期間</p> <p>事業採択期間は第2の1、2及び4の事業にあつては令和2年度までとする。ただし、第2の4の事業にあつては、第2の3の事業を実施するために行う場合は除く。</p>

改正後	現行
<p>第6 事業の実施</p> <p>1 本事業の実施に当たっては、<u>防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第5条に基づく防災工事等推進計画に位置付けられたものを対象</u>とする。</p> <p>2 事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙14別記様式第1号により<u>ため池緊急防災環境整備事業計画概要書</u>を提出するものとする。</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>第6 事業の実施</p> <p>1 本事業の実施に当たっては、<u>要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙3別記様式第2号により都道府県ため池対策実施計画を提出するものとする。</u></p> <p>2 事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙14別記様式第1号により<u>ため池緊急防災体制整備促進事業計画概要書</u>を提出するものとする。</p> <p>3～5 （略）</p>
<p>要領別紙14－2～要領別紙15 （略）</p>	<p>要領別紙14－2～要領別紙15 （略）</p>
<p>要領別紙16（農業水利施設危機管理対策事業に係る運用）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 事業内容</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>1・2</u> （略）</p> <p>第3 事業実施主体</p> <p>1 第2の1の事業にあつては、都道府県</p> <p>2 第2の<u>2</u>の事業にあつては、都道府県又は団体</p> <p>第4 実施要件</p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>要領別紙16（農業水利施設危機管理対策事業に係る運用）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 事業内容</p> <p><u>1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備</u></p> <p><u>2 土地改良施設の災害に係る危機管理向上のために必要な施設の整備</u> <u>雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備</u></p> <p><u>3・4</u> （略）</p> <p>第3 事業実施主体</p> <p>1 第2の1、<u>2及び3</u>の事業にあつては、都道府県</p> <p>2 第2の<u>4</u>の事業にあつては、都道府県又は団体</p> <p>第4 実施要件</p> <p><u>第2の1及び2の事業にあつては、都道府県知事が別紙16別記様式第1号の農業水利施設の緊急対策実施方針に定めた施設であること。</u></p>

改正後	現 行
<p>第2の<u>1</u>の事業にあつては、都道府県知事等が別紙16別記様式<u>第1号</u>の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること。</p> <p>第2の<u>2</u>の事業にあつては、都道府県知事等が別紙16別記様式<u>第1号</u>の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、かつ別紙16参考様式第1号の「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること。また、1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第5 事業の実施</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第2の<u>1</u>の事業の実施に当たっては、別記様式第1号、第3号及び別紙16別記様式<u>第1号</u>を提出するものとする。</p> <p>第2の<u>2</u>の事業の実施に当たっては、別記様式第1号又は第2号、第3号及び別紙16別記様式<u>第1号</u>及び別紙16参考様式第1号を提出するものとする。</p>	<p>第2の<u>3</u>の事業にあつては、都道府県知事等が別紙16別記様式<u>第2号</u>の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること。</p> <p>第2の<u>4</u>の事業にあつては、都道府県知事等が別紙16別記様式<u>第2号</u>の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、かつ別紙16参考様式第1号の「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること。また、1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。<u>ただし、定額補助により整備を実施しようとする場合は以下の要件を全て満たすこと。</u></p> <p><u>(1) 国営造成施設又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること。</u></p> <p><u>(2) 過去において、事故が発生した箇所又は都道府県内で発生した事故と同様の条件下にある農業水利施設であること。</u></p> <p><u>(3) 構造上の問題（深さや傾斜、直壁等）、あるいは水深等からみて、転落した場合に子供が脱出できないような農業水利施設であること。</u></p> <p><u>(4) 通学路、公園、病院、学校等に近接する農業水利施設であること。</u></p> <p>第5 事業の実施</p> <p><u>第2の1及び2の事業の実施に当たっては、別記様式第1号、第3号及び別紙16別記様式第1号を提出するものとする。</u></p> <p>第2の<u>3</u>の事業の実施に当たっては、別記様式第1号、第3号及び別紙16別記様式<u>第2号</u>を提出するものとする。</p> <p>第2の<u>4</u>の事業の実施に当たっては、別記様式第1号又は第2号、第3号及び別紙16別記様式<u>第2号</u>及び別紙16参考様式第1号を提出するものとする。</p>
<p><u>要領別紙17（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用）</u></p> <p><u>第1 趣旨</u></p> <p><u>要領別表1の事業区分1の（11）に掲げる防災重点農業用ため池緊急整備事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙17-2の定めるところによる。</u></p> <p><u>第2 事業内容</u></p> <p><u>別紙17及び17-2において扱うため池は、防災重点農業用ため池を対象とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>1 ため池総合整備工事</u></p> <p><u>(1) 地震・豪雨対策型</u></p> <p><u>耐震性の向上のための防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な防災重点農業用ため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備</u></p> <p><u>(2) 一般整備型</u></p> <p><u>築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設若しくは変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備若しくは管理施設の整備又は水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えている防災重点農業用ため池の水質を改善するために必要な工事</u></p> <p><u>2 ため池群整備工事</u></p> <p><u>複数の防災重点農業用ため池を対象に行う、防災重点農業用ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資する防災重点農業用ため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備その他目的を達成するために必要な施設の整備</u></p> <p><u>3 実施計画策定等</u></p> <p><u>(1) 劣化状況評価</u></p> <p><u>第2の1及び2の必要性についての判断に資するために行う劣化による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価</u></p> <p><u>(2) 豪雨耐性評価</u></p> <p><u>第2の1(1)及び2の必要性についての判断に資するために行う豪雨による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価</u></p> <p><u>(3) 地震耐性評価</u></p> <p><u>第2の1(1)及び2の必要性についての判断に資するために行う地震による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価</u></p> <p><u>(4) ため池緊急防災対策情報整備</u></p> <p><u>計画的に防災対策を推進するために行う調査及び諸元等の詳細情報の整備</u></p> <p><u>(5) 実施計画策定</u></p> <p><u>事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画</u></p>	

改 正 後	現 行
<p><u>の策定</u></p> <p><u>(6) ため池群調査計画策定</u> <u>防災重点農業用ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査、調査結果から、要領別紙3別記様式第1号の農用地災害防止ため池整備計画の策定</u></p> <p><u>(7) ハード整備の着手促進</u> <u>第2の1及び2に着手するために必要な、防災重点農業用ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施</u></p> <p><u>(8) 農業水利施設安全対策推進計画の策定</u> <u>特に安全施設の整備が必要な防災重点農業用ため池について記載した、要領別紙16参考様式第1号の農業水利施設安全対策推進計画の策定</u></p> <p><u>4 監視・管理体制の強化</u> <u>災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置等の実施</u></p> <p><u>5 緊急的な防災対策</u> <u>ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施</u></p> <p><u>6 安全施設の整備</u> <u>防災重点農業用ため池への転落等による被害の防止を図るため、転落防止用の安全柵や注意喚起のための看板の設置等の安全施設の整備</u></p> <p><u>第3 事業実施主体</u></p> <p><u>1 第2の1の(1)及び(2) (ため池の廃止)並びに第2の2の事業にあつては、都道府県又は市町村</u></p> <p><u>2 第2の1の(2) (ため池の廃止に係るものを除く。)、第2の3の(1)から(7)まで及び第2の4から6までの事業にあつては、都道府県又は団体</u></p> <p><u>3 第2の3の(8)の事業にあつては、都道府県</u></p> <p><u>第4 実施要件</u></p> <p><u>1 大規模事業</u> <u>(1) 第2の1の(1)の事業にあつては、防災重点農業用ため池であつて次のい</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>ずれかに該当するもの。</u></p> <p><u>ア 防災受益面積がおおむね70ヘクタール以上であり、かつ、受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの。ただし、離島にあっては、防災受益面積がおおむね40ヘクタール（特例地域において行うものの防災受益面積については、おおむね30ヘクタール）以上であり、かつ、受益面積がおおむね40ヘクタール以上のもの</u></p> <p><u>イ 防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上であり、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上であって、想定被害額（農外）が3億円以上のもの</u></p> <p><u>（2）第2の1の（2）（ため池の廃止に係るものを除く。）の事業であって、（3）に掲げる事業以外のものにあつては、次に該当するもの</u></p> <p><u>ア 都道府県が行うもの</u></p> <p><u>（ア）受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの。ただし、奄美群島で行うものにあつては60ヘクタール以上のもの</u></p> <p><u>（イ）総事業費がおおむね8,000万円以上のもの</u></p> <p><u>イ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであって、総事業費がおおむね4,000万円以上のもの</u></p> <p><u>（3）中山間地域において都道府県が行う第2の1の（2）（ため池の廃止及びため池の水質改善に係るものを除く。）の事業にあつては、次に該当するもの</u></p> <p><u>ア 受益面積がおおむね70ヘクタール以上のもの。ただし、奄美群島及び離島において行うものにあつては20ヘクタール以上のもの</u></p> <p><u>イ 総事業費がおおむね4,000万円以上のもの</u></p> <p><u>（4）第2の2の事業にあつては、次に該当するもの</u></p> <p><u>ア 防災重点農業用ため池を含むもの</u></p> <p><u>イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの</u></p> <p><u>（ア）ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの</u></p> <p><u>（イ）ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの</u></p> <p><u>（ウ）決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの</u></p> <p><u>ウ ため池の受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上のもの</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>エ ため池の防災受益面積の合計がおおむね200ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が10億円以上のもの</u></p> <p><u>オ 特例地域において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね140ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が7億円以上のもの</u></p> <p><u>カ 離島において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が4億円以上のもの</u></p> <p><u>キ 特例地域であつて、かつ、離島である地域において行うものにあつては、エからカまでの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね60ヘクタール以上又は想定被害額（農外）の合計が3億円以上のもの</u></p> <p><u>ク 要領別紙3別記様式第1号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの</u></p> <p><u>2 小規模事業</u></p> <p><u>(1) 第2の1の(1)の事業にあつては、防災重点農業用ため池であつて次に該当するもの。ただし、ため池加速化対策として実施する場合にはこの限りではない。</u></p> <p><u>ア 防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上であつて、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの</u></p> <p><u>イ 総事業費がおおむね4,000万円以上のもの</u></p> <p><u>(2) ため池加速化対策として、第2の1の(1)の事業を実施する場合にあつては、次に該当するもの</u></p> <p><u>ア 防災受益面積がおおむね7ヘクタール以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上のもの</u></p> <p><u>イ 総事業費がおおむね4,000万円以上のもの</u></p> <p><u>(3) 第2の1の(2)（ため池の廃止に係るものを除く。）の事業にあつては次に該当するもの。ただし、ため池加速化対策として実施する場合にはこの限りではない。</u></p> <p><u>ア 受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの</u></p> <p><u>イ 総事業費の合計がおおむね4,000万円以上のもの</u></p> <p><u>ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね4,000万円以上のもの</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>の</u></p> <p><u>(4) ため池加速化対策として、第2の1の(2) (ため池の廃止に係るものを除く。)の事業を実施する場合にあっては、総事業費がおおむね4,000万円以上のもの</u></p> <p><u>(5) 第2の2の事業にあっては、次に該当するもの</u></p> <p><u>ア 防災重点農業用ため池を含むもの</u></p> <p><u>イ 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの</u></p> <p><u>(ア) ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの</u></p> <p><u>(イ) ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの</u></p> <p><u>(ウ) 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの</u></p> <p><u>ウ ため池の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの</u></p> <p><u>エ ため池の防災受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上又は想定被害額(農外)の合計が1億円以上のもの</u></p> <p><u>オ 特例地域において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積の合計がおおむね14ヘクタール以上又は想定被害額(農外)の合計が7,000万円以上のもの</u></p> <p><u>カ 要領別紙3別記様式第1号の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの</u></p> <p><u>3 第2の1の(1)の事業の農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあつては、対策の対象となる農地面積が10ヘクタール以上であり、次に掲げるもの</u></p> <p><u>(1) 対象農地の排水先にあたる排水施設の整備</u></p> <p><u>(2) 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備</u></p> <p><u>(3) 対象農地の関連整備</u></p> <p><u>4 第2の1の(2)の事業のうち、ため池の廃止にあつては、廃止するため池の貯水量の合計が1,000立方メートル以上であつて、総事業費の合計がおおむね4,000万円以上のもの</u></p> <p><u>5 第2の3(7)、第2の4及び5の事業にあつては、防災重点農業用ため池であつて、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの</u></p> <p><u>6 第2の3(8)の事業にあつては、都道府県知事等が別紙16別記様式第2号の</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること。</u></p> <p><u>7 第2の6の事業にあつては、都道府県知事等が別紙16別記様式第2号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、かつ別紙16参考様式第1号の「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること。また、1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。</u></p> <p><u>第5 事業の実施</u></p> <p><u>1 本事業の実施に当たっては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第5条に基づく防災工事等推進計画に位置付けられたものを対象とする。</u></p> <p><u>2 本事業を実施するに当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）によらない場合にあつても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする。</u></p> <p><u>3 第2の3（1）から（6）までの事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙1別記様式第5号により調査計画事業計画概要書を提出するものとする。</u></p> <p><u>4 第2の2の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙3別記様式第1号により農用地災害防止ため池整備計画を提出するものとする。</u></p> <p><u>5 第2の3（7）、第2の4及び5の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙14別記様式第1号によりため池緊急防災環境整備事業計画概要書を提出するものとする。</u></p> <p><u>6 第2の3（7）、第2の4及び5の事業を県営事業で実施する場合には、都道府県知事は、毎年4月末日までに、本事業の実施状況を要領別紙14別記様式第2号により、地方農政局長等に報告するものとする。</u></p> <p><u>7 第2の3（7）、第2の4及び5の事業を団体営事業で実施する場合には、市町村長は本事業の実施状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、毎年4月末日までに、本事業の実施状況を要領別紙14別記様式第2号により、地方農政局長等に報告するものとする。</u></p> <p><u>8 第2の3（8）の事業の実施に当たっては、別記様式第1号、第3号及び別紙16別記様式第2号を提出するものとする。</u></p> <p><u>9 第2の6の事業の実施に当たっては、別記様式第1号又は第2号、第3号及び別紙16別記様式第2号及び別紙16参考様式第1号を提出するものとする。</u></p>	

改正後	現行
<p><u>要領別紙17ー2（防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る取扱い）</u></p> <p><u>第1 事業の実施等</u> <u>要領別紙17の第2の事業を実施する場合は、要領別紙17によるほか、次に定める基準を満たすものとする。</u></p> <p><u>第2 ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型）</u> <u>1 要領別紙17の第2の1の（1）の事業のうち、地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修</u> <u>管理施設整備工事のみを行う場合には、あらかじめ事業完了後の施設の予定管理者及び維持管理計画を明らかにする。</u> <u>2 要領別紙17の第2の1の（1）の事業のうち、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあつては、</u> <u>工事を実施するため池が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する市町村地域防災計画に位置付けられることとする。</u></p> <p><u>第3 ため池総合整備（一般整備型）</u> <u>1 大規模事業の対象とする施設は、要領別紙17の第4の1に掲げる要件のほか、次に定める要件を満たすものとする。</u> <u>（1）堤高がおおむね10メートル以上又は貯水量がおおむね10万立方メートル（中山間地域にあつては、おおむね5万立方メートル）以上のもの</u> <u>（2）当該ため池の決壊による想定被害額（以下「想定被害額」という。）がおおむね1億円以上で、かつ、農業関係（農用地、農業用施設、農作物、家畜、農業用建物、農機具等）以外の被害額が5,000万円以上を占め、さらに、関係市町村住民100名以上の生命に危険が予測されるもの（中山間地域にあつては、想定被害額が5,000万円以上で、かつ、関係市町村住民の生命に危険が予測されるもの。）</u> <u>2 ため池の廃止は、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であつて、次の要件の全てに該当するものとする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	現 行
<p><u>(1) ため池の貯水量の合計がおおむね1,000立方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(2) 埋立てにより土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋め立てる場合を除く。</u></p> <p><u>(3) 事業実施に先立ち、事業実施主体は廃止後の維持管理を行う者と、常時及び非常時の見回り方法、開削部等に異常が確認された場合の対処方法について明らかにしておくこと。</u></p> <p><u>(4) 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないもの</u></p> <p><u>3 ため池のしゅんせつ工事は、ため池の安全性を損なわないものであって、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土、基盤土等として利用するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 貯水量に対する堆砂率がおおむね10パーセント以上のもの</u></p> <p><u>(2) 放流口付近の堆砂により、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの</u></p> <p><u>(3) 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、貯水量がおおむね10万立方メートル以上30万立方メートル未満、堤高がおおむね10メートル以上のものであって、堆砂量がおおむね3万立方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(4) ため池敷地内の土地造成に係るものであって、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積がおおむね1,000平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>4 水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 以下の要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>ア ため池の水質汚濁により、施設機能障害、作物生育障害又は周辺環境への悪影響が生じていること。</u></p> <p><u>イ 農家、地域住民、行政等の関係者がため池の水質改善策を協議するためのため池水質改善協議会の設置が見込まれること。</u></p> <p><u>(2) 事業内容については次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 水質を改善するために必要な農業用排水施設の新設又は変更</u></p> <p><u>イ 水質浄化施設整備</u></p> <p><u>(ア) 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備</u></p> <p><u>(イ) その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>第4 ため池群整備工事</u> <u>事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>第5 ハード整備の着手促進</u> <u>要領別紙17の第2の(7)の所有者を確定するための申立てとは、不在者財産管理人の選任の申立て、土地の権利者が死亡している場合の相続財産管理人の選任の申立て等をいう。</u></p> <p><u>第6 その他</u> <u>1 ため池整備工事として実施する土砂ダム堰堤工事は、ため池の堤体に係る工」と併せて行うものに限るものとする。</u> <u>2 要領別紙17の第4の1の(2)及び2の(3)に定める「農村振興局長が別に定める条件」とは、以下の条件に該当するものとする。</u> <u>農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、要領別紙9(水質保全対策事業に係る運用)別表2の条件に該当する地域であって、当該地域で行われる事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの。ただし、要領別紙9(水質保全対策事業に係る運用)別表2のア及びイに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県知事は、都道府県農業用水基準について、当該都道府県を単位として定め、要領別紙9(水質保全対策事業に係る運用)別表2に代えることができるものとする。</u></p>	
<p>要領別紙1別記様式第1号～要領別紙3別記様式第1号 (略)</p>	<p>要領別紙1別記様式第1号～要領別紙3別記様式第1号 (略)</p>

改正後

現 行

(削る)

要領別紙3別記様式第2号(第5関係)

〇〇県ため池対策実施計画

1 ため池の整備方針

【基本的な考え方】

(1)今後の見直し

(2)ため池の防災・減災対策の基本的考え方

(3)管理等の技術支援

2 防災重点ため池の対策実施計画及び実績

(1)防災重点ため池数:〇〇〇か所

(2)実施計画及び実績

区分	対策重点ため池数 (箇所)	HOまで実施済 (箇所)	左記の年度毎内訳(当面5か年程度)					備 考
			HO (箇 所)	HO (箇 所)	HO (箇 所)	HO (箇 所)	HO (箇 所)	
対策段階 ①	ため池マップ作成・公表							備考欄にマップ数を記載
	緊急連絡体制の整備							
	浸水想定区域図作成							
	ため池データベースの整備							
対策段階 ②	地域防災計画への位置付け							
	安全管理体制強化の取組							
	ハザードマップ作成・公表							
対策段階 ③	水位計設置等の監視設備設置							
	豪雨対策調査							
	耐震対策調査							
④	うち豪雨対策							
	うち耐震対策							
⑤	老朽化対策							
	ため池廃止							

改 正 後	現 行																																																																																
要領別紙5別記様式第1号～要領別紙14別記様式第1号 (略)	要領別紙5別記様式第1号～要領別紙14別記様式第1号 (略)																																																																																
要領別紙14別記様式第2号 (第6関係) <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 番 号 年 月 日 </div> 地方農政局長 殿 [北海道にあつては農林水産省農村振興局長] [沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長] <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 都道府県知事 氏名 </div> ため池緊急防災環境整備事業〇〇地区にかかる本年度の事業実施状況について報告します。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 記 </div> 年度 <u>ため池緊急防災環境整備事業</u> 実施報告書	要領別紙14別記様式第2号 (第6関係) <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 番 号 年 月 日 </div> 地方農政局長 殿 [北海道にあつては農林水産省農村振興局長] [沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長] <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 都道府県知事 氏名 印 </div> ため池緊急防災環境整備事業〇〇地区にかかる本年度の事業実施状況について報告します。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 記 </div> 平成 年度 <u>ため池緊急防災体制整備促進事業</u> 実施報告書																																																																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">地 区 名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">都道府県名</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>総 事 業 費</td> <td></td> <td>工 期</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">本年度の事業内容</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">本年度の事業費内訳 (実績)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">事業の実施結果の考察及び今後の課題 (計画より進捗が遅れている場合はその理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">今後の事業内容 (予定)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	地 区 名		都道府県名		総 事 業 費		工 期		本年度の事業内容								本年度の事業費内訳 (実績)								事業の実施結果の考察及び今後の課題 (計画より進捗が遅れている場合はその理由)								今後の事業内容 (予定)								<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">地 区 名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">都道府県名</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>総 事 業 費</td> <td></td> <td>工 期</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">本年度の事業内容</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">本年度の事業費内訳 (実績)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">事業の実施結果の考察及び今後の課題 (計画より進捗が遅れている場合はその理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">今後の事業内容 (予定)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	地 区 名		都道府県名		総 事 業 費		工 期		本年度の事業内容								本年度の事業費内訳 (実績)								事業の実施結果の考察及び今後の課題 (計画より進捗が遅れている場合はその理由)								今後の事業内容 (予定)							
地 区 名		都道府県名																																																																															
総 事 業 費		工 期																																																																															
本年度の事業内容																																																																																	
本年度の事業費内訳 (実績)																																																																																	
事業の実施結果の考察及び今後の課題 (計画より進捗が遅れている場合はその理由)																																																																																	
今後の事業内容 (予定)																																																																																	
地 区 名		都道府県名																																																																															
総 事 業 費		工 期																																																																															
本年度の事業内容																																																																																	
本年度の事業費内訳 (実績)																																																																																	
事業の実施結果の考察及び今後の課題 (計画より進捗が遅れている場合はその理由)																																																																																	
今後の事業内容 (予定)																																																																																	
注) <u>ため池緊急防災環境整備事業</u> 計画概要書を添付する。	注) <u>ため池緊急防災体制整備促進事業</u> 計画概要書を添付する。																																																																																

改正後

現行

(削る)

要領別紙16号別記様式第1号

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

農業水利施設の緊急対策実施方針（変更注1）

農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）別紙16の第5に基づき、農業水利施設の緊急対策実施方針を策定（変更注1）したので提出します。

対象施設及び課題と対策内容

<u>施設名</u>	<u>課題</u>	<u>対象種別注2</u>	<u>対策内容</u>

注1 実施方針を変更する場合は表題に（変更）を追記するとともに、文中の策定を変更に修正するものとする。

注2 対策種別には要領別紙16の第2の1及び2のいずれか該当するものを記載

改 正 後	現 行								
<p>要領別紙16別記様式<u>第1号</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(都道府県知事経由) 地方農政局長 殿 〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕 〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 市町村長 土地改良区理事長</p> <p style="text-align: center;">農業水利施設の安全対策実施方針（変更注1）</p> <p>農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）別紙16の第5に基づき、農業水利施設の安全対策実施方針を策定（変更注1）したので提出します。</p> <p>対象施設及び対策内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設名注2</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 実施方針を変更する場合は表題に（変更）を追記するとともに、文中の策定を変更に修正するものとする。 注2 農業水利施設安全対策推進計画の策定の場合は記載不要。 <u>（削る）</u></p>	施設名注2	対策内容			<p>要領別紙16<u>号</u>別記様式<u>第2号</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(都道府県知事経由) 地方農政局長 殿 〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕 〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 市町村長 土地改良区理事長</p> <p style="text-align: center;">農業水利施設の安全対策実施方針（変更注1）</p> <p>農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）別紙16の第5に基づき、農業水利施設の安全対策実施方針を策定（変更注1）したので提出します。</p> <p>対象施設及び対策内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設名注2</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 実施方針を変更する場合は表題に（変更）を追記するとともに、文中の策定を変更に修正するものとする。 注2 農業水利施設安全対策推進計画の策定の場合は記載不要。 <u>注3 別途、実施要件を満たすことが確認できる資料を、添付するものとする。</u></p>	施設名注2	対策内容		
施設名注2	対策内容								
施設名注2	対策内容								

改正後		現行						
要領別紙16参考様式第1号		要領別紙16参考様式第1号						
農業水利施設安全対策推進計画		農業水利施設安全対策推進計画						
1 対象地域		1 対象地域						
<table border="1"> <tr> <td>本計画の対象となる地区や市町村</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>		本計画の対象となる地区や市町村		<table border="1"> <tr> <td>本計画の対象となる地区や市町村</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>			本計画の対象となる地区や市町村	
本計画の対象となる地区や市町村								
本計画の対象となる地区や市町村								
2 安全施設の優先度の設定基準		2 安全施設の優先度の設定基準						
1 安全対策の優先度の考え方			1 安全対策の優先度の考え方					
2 対策の優先度	優先度	基準	2 対策の優先度	優先度	基準			
	優先度A	1 国営造成施設又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること。 2 過去において、事故が発生した箇所又は都道府県内で発生した事故と同様の条件下にある農業水利施設であること。 3 構造上の問題（深さや傾斜、直壁等）、あるいは水深等からみて、転落した場合に子供が脱出できないような農業水利施設であること。 4 通学路、公園、病院、学校等に近接する農業水利施設であること。	優先度A	1 国営造成施設又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること。 2 過去において、事故が発生した箇所又は都道府県内で発生した事故と同様の条件下にある農業水利施設であること。 3 構造上の問題（深さや傾斜、直壁等）、あるいは水深等からみて、転落した場合に子供が脱出できないような農業水利施設であること。 4 通学路、公園、病院、学校等に近接する農業水利施設であること。				
	優先度B	(記載例) ・優先度Aには該当しないが、早急に整備が必要な箇所 ・施設管理者や農作業者の労働安全面で安全対策が早急に必要箇所	優先度B	(記載例) ・優先度Aには該当しないが、早急に整備が必要な箇所 ・施設管理者や農作業者の労働安全面で安全対策が早急に必要箇所				
	優先度C	(記載例) ・優先度A、Bには該当しないが、安全施設の	優先度C	(記載例) ・優先度A、Bには該当しないが、安全施設の				

改正後

整備が必要な箇所
・危険箇所への注意喚起の看板等の設置やポスターの配布を行う箇所

3 農業水利施設安全対策マップ

※対策の実施箇所については、優先度が分かるように記載すること。

4 農業水利施設の安全対策一覧

地区名	市町村	事業実施主体	事業実施内容	実施年度 (計画)	優先度	備考
〇〇地区	〇〇町	〇〇改良区	〇〇用水路	〇〇年度	A	

※安全対策が必要な施設の位置付けに際しては、安全施設の整備が必要な施設を網羅的に記載する。

現行

整備が必要な箇所
・危険箇所への注意喚起の看板等の設置やポスターの配布を行う箇所

3 農業水利施設安全対策マップ

※対策の実施箇所については、優先度が分かるように記載すること。

4 農業水利施設の安全対策一覧

地区名	市町村	事業実施主体	事業実施内容	実施年度 (計画)	優先度	備考
〇〇地区	〇〇町	〇〇改良区	〇〇用水路	〇〇年度	A	

※安全対策が必要な施設の位置付けに際しては、安全施設の整備が必要な施設を網羅的に記載する。